

## 船舶事故調査報告書

平成29年3月23日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年9月27日 03時05分ごろ
発生場所	長崎県西海市大立島北西方沖（色瀬） 大立島灯台から真方位323° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯33° 02.0′ 東経129° 25.2′）
事故の概要	プレジャーボート達竜丸は、北東進中、乗り揚げた。 達竜丸は、船底外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	平成28年9月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 達竜丸、4.3トン NS3-506207（漁船登録番号）、個人所有 9.90m（Lr）×2.48m×1.23m、FRP ディーゼル機関、279.49kW、平成5年8月6日 第290-42606号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 44歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成15年8月29日 免許証交付日 平成25年2月20日 （平成30年8月31日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船底外板に破口、亀裂及び凹損、プロペラ翼に曲損及び欠損、プロペラ軸に曲損、舵板に曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風速 約2～3m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成28年9月27日02時50分ごろ船首約0.2m、船尾約1.0mの喫水で大立島北西方沖にある色瀬北方の釣り場に向けて西海市江ノ島南方2M付近の釣り場を出発した。 船長は、操舵室前部右舷側にある椅子に腰を掛けて操船に当たり、大立島西方沖を約20ノットの対地速力で手動操舵により北東進中、色瀬付近で操業しているいか釣り漁船1隻の集魚灯を視認した。

	<p>本船は、船長が、日頃から、漁船が色瀬西端付近で操業しているところを見掛けていたので、いか釣り漁船の西方約50mを航行すれば、色瀬西端を約50m離して通過できると思い、いか釣り漁船を右舷側に約50m離して北東進中、03時05分ごろ衝撃を受けて船体が停止した。</p> <p>船長は、操舵室から出て周囲の状況を確認したところ、色瀬西端付近の岩場に乗り揚げていることを知り、本船から岩場に下りて本船の損傷状況を確認するとともに、親族に本事故発生の連絡を行い、来援した親族の漁船に移乗し、海上保安庁に本事故発生の通報を行った。</p> <p>本船は、船長が手配したクレーン台船により吊り上げられ、同台船に載せられて長崎県佐世保市の造船所に上架された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、平成18年ごろから、1か月当たり約10日、江ノ島、大立島、色瀬等の周辺海域で釣りを行っていた。</p> <p>船長は、ふだん、慣れない海域に行くときには、GPSプロッター兼魚群探知機（以下「本件GPSプロッター」という。）をGPSプロッターとして使用していたが、本事故当時、慣れた海域であったので、本件GPSプロッターを魚群探知画面にし、目視で周囲の灯台等の灯光及び漁船の灯火等を見て概略の船位及び針路を確認していた。</p> <p>船長は、本事故当時、レーダーを使用していなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、いか釣り漁船の集魚灯が明るかったので、その背後にある色瀬が見えなかった。</p> <p>海図W198（伊万里湾至長崎港口）によれば、色瀬は、高さ約9mの水上岩であり、周囲が危険界線で囲まれている。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、大立島西方沖を北東進中、船長が、いか釣り漁船の集魚灯が明るくてその背後にある色瀬が見えなかった上、いか釣り漁船が色瀬西端付近で操業しているものと思い込み、本件GPSプロッター等で船位の確認を行っていなかったことから、色瀬西端付近に向かう態勢で航行していることに気付かず、色瀬西端付近の岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、日頃から、漁船が色瀬西端付近で操業しているところを見掛けていたことから、いか釣り漁船が色瀬西端付近で操業しているものと思込んだものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、大立島西方沖を北東進中、船長が、いか釣り漁船の集魚灯が明るくてその背後にある色瀬が見えなかった上、いか釣り漁船が色瀬西端付近で操業しているものと思い込み、本件G</p>

	<p>PSプロッター等で船位の確認を行っていなかったため、色瀬西端付近に向かう態勢で航行していることに気付かず、色瀬西端付近の岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 航行に慣れた海域であっても、目視のみに頼らず、レーダー、GPSプロッター等の航海計器を活用し、船位及び針路を確認しながら航行すること。</li></ul>

付図1 事故発生経過概略図

